

高知市「高知県の観光と物産展」出店支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年9月19日

高知市長 桑 名 龍 吾

## 高知市「高知県の観光と物産展」出店支援事業費補助金

### (目的)

第1条 この要綱は、本市が北海道北見市で開催する「高知県の観光と物産展」（以下「高知物産展」という。）において、本市に本社を置く中小企業者の出店を促進することを目的として、中小企業者に対して、高知市「高知県の観光と物産展」出店支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する条例（昭和29年条例第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項（同項第5号に掲げる者を除く。）に規定する中小企業者又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に定める一般社団法人又は一般財団法人であって、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、みなし大企業を除く。

ア 法人であって、本市に主たる事務所、本社その他これらに類するものを有する者

イ 事業を行う個人であって、本市に主たる事務所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者

(2) 大企業 中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者に該当しない法人をいう。

(3) みなし大企業 中小企業者のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有しているもの。

イ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有しているもの。

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めているもの。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

(1) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「規則」という。）第4条各号のいずれかに該当すると認められる者

(2) 市税を滞納している者

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者（当該者から委託を受け同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者を含む。）

(4) 政治的活動又は宗教的活動に係る事業を行う者

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当でないと認める者

### (補助対象経費、補助率、補助金額及び補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、高知物産展に出店するための旅費のうち次に掲げるもの（4月1日から翌年2月末日までの期間に発生し、かつ、支出する経費に限る。）とする。ただし、他の補助金等の交付決定を受けた経費については対象としない。補助対象事業は、移動に係る公共交通機関の利用を指すものとする。

(1) 交通費

交通費は公共交通機関に限り補助対象経費とする。

### (補助金額)

第5条 補助金額は、補助対象経費の額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）に2分の1を乗じて得

た額又は上限金額40,000円のいずれか少ない方とする。補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。また、補助金額について、補助認定数が規定数を超過している際には、予算額を申請数で按分することとし、上限金額を再度決定することとする。

(補助金の認定申請)

第6条 補助金の認定を受けようとする補助対象者は、原則として当該交付を受けようとする事業の着手前に、補助対象事業の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けようとする補助対象者は、高知市「高知県の観光と物産展」出店支援事業費補助金認定申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

3 第1項の認定に係る申請は10月1日から10月末日までにそれぞれ行うものとする。

4 市長は、第2項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、認定の可否を決定し、適当と認めるときは高知市「高知県の観光と物産展」出店支援事業費認定通知書(様式第2号)により、適当でないと認めるときは所定の事業認定却下通知書により、当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

5 市長は、事業の認定に際し、必要な条件を付することができる。

(認定申請の取下げ)

第7条 前条第4項の規定により認定を受けた補助対象者(以下「補助事業者」という。)は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、当該認定を受けた補助対象事業(以下「補助事業」という。)の認定の申請を取り下げようとするときは、当該認定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を高知市「高知県の観光と物産展」出店支援事業費認定申請取下届出書(様式第3号)により市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助事業の認定はなかったものとみなす。

(補助金の交付申請)

第8条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、高知市「高知県の観光と物産展」出店支援事業費補助金交付申請書(様式第4号)に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、12月1日から12月末日までの間に行わなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めるときは高知市「高知県の観光と物産展」出店支援事業費補助金交付決定通知書(様式第5号)により、適当でないと認めるときは所定の補助金交付却下通知書により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者(以下「補助事業者」という。)は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を高知市「高知県の観光と物産展」出店支援事業費補助金交付申請取下届出書(様式第6号)により市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(事業の変更承認等)

第11条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、事業内容の変更(交付決定額の20パーセント以内の減額及び補助対象経費の内訳の変更に限る場合を除く。)をし、又は廃止しようとするときは、あらかじめ高知市「高知県の観光と物産展」出店支援事業費補助金変更等承認申請書(様式第7号)に必要な書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、変更等承認申請額は交付決定額の範囲内とする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに高知市「高知県の観光と物産展」出店支援事業費補助金実績報告書(様式第8号)に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第13条 市長は、前条の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、高知市「高知県の観光と物産展」出店支援事業費補助金額確定通知書(様式第9号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第14条 補助事業者は、前条に規定する補助金の確定通知を受けたときは、高知市「高知県の観光と物産展」出店支援事業費補助金交付請求書(様式第10号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(事業効果報告書の提出)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したら、速やかに高知市「高知県の観光と物産展」出店支援事業効果報告書(様式第11号)により市長に報告しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
  - (3) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
  - (4) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
  - (5) 補助事業を中止又は廃止したとき。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、所定の補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、当該確定した補助金との差額の返還を命じなければならない。

(調査等)

第18条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(整備保管)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年9月19日から施行し、令和6年4月1日から適用する。